

## 川崎市中小企業融資制度 「川崎市伴走支援型経営力強化資金」の信用保証料補助の拡充期間を延長します！

川崎市では、物価高騰、米国関税措置等の影響を受けている市内中小企業者等が、収益力の向上や事業の成長・拡大に向けた事業計画を策定し、金融機関等の伴走支援を受ける「川崎市伴走支援型経営力強化資金」の一般枠及びセーフティネット（5号）枠について、令和7年9月30日保証申込受付分まで、信用保証料補助を70%としています。

この度、物価高騰や米国関税措置、さらに日産自動車株式会社の生産体制縮小等により、引き続き、厳しい経営環境にある市内中小企業者等に対する資金繰り支援をするため、70%の補助率の適用期間を、令和7年10月1日から令和8年3月31日保証申込受付分まで延長します。

＜令和7年10月1日から令和8年3月31日保証申込受付分までの伴走支援型経営力強化資金の内容＞

|                    | 一般枠   | セーフティネット(5号)枠  |
|--------------------|---|--|
| 融資対象者              | 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等                       | 左欄及び次の基準を満たす中小企業者等<br>中小企業信用保険法(以下、「法」という。)第2条第5項第5号の規定による認定(法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除く。)を受けていること<br>→指定業種に属する事業を行う中小企業者等で売上高等が5%以上減少していること<br>※資金用途は借換限定(借換資金に追加融資資金を加えることは可) |
| 融資条件               | 金融機関及び認定経営革新等支援機関の継続的な経営支援を受けつつ、「事業行動計画書(今後取り組む事項を記載)」を作成並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと     |  |
| 融資限度額              | 1億円   |  |
| 融資期間               | 運転資金: 5年以内 / 設備資金: 7年以内 / 借換: 10年以内<br>(それぞれ据置1年以内を含む。)                           |  |
| 融資利率               | 年1.8%以内   |  |
| 信用保証料(率)<br>〔市補助後〕 | 令和7年10月1日から令和8年3月31日まで<br>に保証申込受付をした分<br>年0.135%～0.525%【保証料70%補助後】<br>※ 条件変更分補助なし | 令和7年10月1日から令和8年3月31日まで<br>に保証申込受付をした分<br>年0.230%【保証料70%補助後】<br>※ 条件変更分補助なし   |

※本補助の延長の他、経営安定資金の不況対策資金(5年型・10年型)一般枠について、米国関税措置の影響を受けた場合において、売上高等が「減少する見込みである場合」も対象とする要件緩和を引き続き行っています。詳細は、下記の市ホームページを御参照ください。

《融資に関するページ》

<https://www.city.kawasaki.jp/jigyou/category/77-33-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

